

電気料金審査専門小委員会における指摘事項について

資料5

番号	委員等からの宿題内容	指摘の出された委員会	委員名	
前提計画				
1	電気料金の価格弾力性は相対的に低いと考えられているが、これだけ大きな値上げ率なので、需要に無視できない影響を与える可能性がある。再値上げによる需要への影響を考慮するのか、無いものとするのか、早急に方針を決める必要がある。	第15回	松村委員	今回回答 (事務局資料)
2	・修繕の必要性については、資料4スライド2で説明いただいているが、必要と言っておきながら、繰り延べできた実績もあることから、過去に修繕が可能だったものを、あえて残りの原価算定期間内に織り込んできているように見える。強い合理性が必要だと思う。 ・水力発電所の作業停止については、クロノロジカルに過去の計画との比較を長めにとった資料か、年単位で細かく分解した資料を示してもらうこと等が必要かもしれない。	第17回	南委員、安念委員長	今回回答
3	新エネの容量(kW)が示されているが、実際の発電電力量(kWh)はどうなっているか、資料をお願いしたい。	第17回	辰巳委員	今回回答
4	「再エネ導入量が増えた場合に、他社購入電源費が増加するが、燃料費等は減少」とあるが、再生エネルギーを購入する金額と、石油等の自家発から購入するコストを比較したときに、電気料金で考えれば、再生可能エネルギーを入れた方が、安くなるのではないか。資料をビジュアライズできないか検討いただきたい。	第17回	河野オブ、安念委員長	今回回答
燃料費				
5	・これまでの査定では、LNGのトップランナー価格を査定の基準にしてきたと思う。北海道電力はLNGを使っていないが、今回石油や海外炭で同様の考え方を取り入れることはできないのか。 ・燃料費について、過去外部の専門家を招いて話を伺ったときに、シェールガスはアメリカが輸出をしないのではないかという意見があったが、その後、柔軟になった。世界の状況が変わってきたことを受けて、なんらか削減目標を考えていくことが必要ではないか。その際、トップランナーがいいかどうかも含めて議論していきたい。	第17回	河野オブ、秋池委員	今回回答
6	そもそも電変における査定の対象について、考え方を固めなければならない。特に燃料費についてはどこをどう査定するのか決まっていけないので、それを議論しなければならない。	第17回	安念委員長	今回回答 (事務局資料)
購入・販売電力料				
7	予備力については、北電の例に沿って8%ぐらい必要だと思っているということだと理解。この予備力については、ある意味長期を想定した予備力を言っている。次の冬に備えて8%ぐらいの予備力を確保することが当然だが、それを確保しようとすると、発電所の容量の関係から8%ぎりぎりに押さえることが難しいので、自然に14%になるという説明で、長期の予備力を指していることを確認させて欲しい。仮にそうだとすると、前日の断面は長期の断面よりも、予備力は低くなっているということではないか。取引所取引をやる時の予備力が8%を超えて確保していないかについて、事務局に確認して欲しい。	第17回	松村委員	今回回答
経営効率化				
8	・前回申請時の人員計画では平成25年度で5,834人を必要としていたところ、28人を効率化したという説明であるが、平成27年度までの原価算定期間内では最終的に増えている。効率化を踏まえているのに人員が増えるというロジックが消費者として理解できない。自社の人員でなければならない理由はあるのか。 ・消費者として納得できる説明をして欲しい。示された資料では一生懸命に能率的な経営をしているのか疑問である。例えば資料7-2スライド6では平成26年度に590億円程度の効率化を計画しているが、削減分はユーザーに還元することを検討して欲しい。 ・消費者への還元について、追加的に達成した部分の還元をやりすぎると、効率化のインセンティブが削がれる面がある。	第16回 第17回	辰巳委員、河野オブ、秋池委員	今回回答
9	工期短縮について、平成17年や平成9年等、やり出した時期が古い。前回の値上げよりも前であり、今回の値上げに当たっての更なる効率化の資料にはなっていないのではないか。	第17回	辰巳委員	今回回答
10	平成27年度の効率化計画は、平成26年度の計画と殆ど同じである。未達の部分を頑張るのが効率化であり、未達のままで効率化していると言えるのか。	第17回	辰巳委員	今回回答

番号	委員等からの宿題内容	指摘の出された委員会	委員名	
値下げの条件				
11	・仮に元々の予定よりも若干遅れて再稼働した場合、原価算定期間終了後2か月以内に値下げというのはおかしいのではないか。実際に動き出してから2か月後か、4月1日のうち、遅い方の日から改定すべき。他の値上げした事業者も、原価算定期間終了後に原発が動いていれば、4月1日から下げるよう、我々が言うべきだと思っているので、検討すべき。 ・もし、他の電力会社でも、前提よりも遅く再稼働がなされた状況で、はたから見ても、料金を下げることが自然になっているにも関わらず値下げを行わない状況になっていれば、最終的には値下げ変更命令もありうる。不自然な価格の動きがあるのであれば、この委員会でも変更命令の必要性を検討すべき。北電については認可するにあたって、更に追加で条件をつける話をしているので、なんらかの形で重点的に見る以上の条件をつけるべきだと思っている。 ・10%値上げしていて、再稼働の結果5%確実に下がると言えるときであっても、値上げ認可時に査定された役員報酬や営業費、電中研への研究費等を全て元に戻して、1%値下げになるというときに、形式的には値下げなので届出でいいはずだが、本当にそれで適正なのかどうかは考える必要があり、変更命令を検討すべきである。そのようなことを防ぐためにも、書き込める範囲において、何らかの形で書くことが不可欠だと思っている。全ての場合分けを書くことは不可能なので、定性的な記載が残るのは分かるが、歯止めはかけるべき。 ・原子力の稼働が、原価算定期間の最後の方であれば、吸収する余地があるのかもしれないが、原価算定期間中に想定よりかなり遅れて再稼働することになった場合に、費用を吸収できるのかという懸念がある。収入よりも費用が大きくなる計画であったときに速やかに値下げを行った結果、経営の安定性が失われることも考えうる。いろいろなケースを委員の中でも議論していきたい。	第17回	秋池委員、 辰巳委員、 松村委員、 南委員	今回回答 (事務局資料)
12	電気料金の認可にあたり、100条の条件の前例がないか探しておいていただきたい。	第17回	安念委員長	今回回答 (事務局資料)